

報告事項ク

令和7年度鳥取県教職員内部通報・業務改善窓口（旧：教育業務改善ヘルプライン）への連絡件数について

令和7年度鳥取県教職員内部通報・業務改善窓口（旧：教育業務改善ヘルプライン）への連絡件数について、別紙のとおり報告します。

令和8年4月14日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

令和7年度鳥取県教職員内部通報・業務改善窓口（旧：教育業務改善ヘルプライン）への連絡件数

令和8年4月14日

教育総務課

鳥取県教育委員会では、平成18年度から公益通報制度（内部通報）の体制を整備しています。（名称：鳥取県教職員内部通報・業務改善窓口）

この制度は、組織内の不正行為の未然防止を図るとともに、万一不正行為のおそれがあったとしても、小さな芽のうちに摘み取るという自浄作用を働かせることを目的としています。

令和7年度における連絡件数の実績は、次のとおりです。

1 内容別

	違法・不当な 疑いの指摘	業務改善等 の提案	職場環境等 の相談	その他(制度の問合 せ、対象外の者等)	計
平成18年度 ～令和5年度	40	34	84	35	193
令和6年度	1	0	3	2	6
令和7年度	2	0	5	5	12
累計	43	34	92	42	211

2 機関別

	県教委 事務局	県立学校	中学校	小学校	不明・ 対象外	計
平成18年度 ～令和5年度	18	90	18	35	32	193
令和6年度	0	2	0	2	2	6
令和7年度	1	6	0	3	2	12
累計	19	98	18	40	36	211

<参考・鳥取県教職員内部通報・業務改善窓口制度>

1 対象者

- (1) 教育委員会事務局、教育機関及び県立学校（以下「対象県教育機関」という。）の職員
- (2) 市町村立学校及び学校組合立学校の県費負担教職員
- (3) 公立学校共済組合鳥取支部、一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会及び公益財団法人鳥取県育英会（以下「対象出資法人等」という。）に勤務する者
- (4) 対象県教育機関及び対象出資法人等と契約関係にある者並びに契約先に勤務する者
- (5) (1)～(4)に規定する者であった者（退職者）

2 連絡方法

- ・電子メール又は封書

3 受付窓口

- ・教育総務課教育行政監察担当

4 連絡内容

- (1) 職務上の法令違反、その他の不正又は不当な行為に気がついたとき。
- (2) 業務に関し当該機関内では解決が困難であり、教職員内部通報・業務改善窓口が関与して改善することが必要と考えるとき。
- (3) 教職員内部通報・業務改善窓口連絡したことが原因でいやがらせ、中傷その他不当又は不利益な取扱いを受けたとき。

5 その他

(1) 調査方法

- ・調査は、原則として参事、教育行政監察担当及び教育長が指名する職員が行い、必要に応じて他の機関等に協力を求める。
- ・調査は、教職員内部通報・業務改善窓口によるものであることを明らかにせず、連絡者が特定されないよう調査方法に配慮して行い、調査により連絡者が特定されるおそれがある場合には、調査方法等についてあらかじめ連絡者と協議する。

(2) 審査会

- ・教職員内部通報・業務改善窓口連絡のあった事項の概要、当該事項に対する対応等について教職員内部通報・業務改善審査会（※）に報告する。
（※）窓口の運用の透明性及び公正性を確保するために設置。鳥取県議会議員、鳥取県教育委員会事務局以外の部局の職員の3人以内で構成。

(3) 公表

- ・毎年度の受付件数をホームページに公表する。